

区の課題の検討資料

【困難】

- ⑮ 困難を抱えた人のセーフティネットとしての区の実組
- ⑯ 複合的な困難を抱える人への実組
- ⑰ 困難を抱えるひとり親への支援への実組
- ⑱ DVに関する相談と支援体制の充実への実組

これまでの意見

⑮ 困難を抱えた人のセーフティネットとしての区の取組

DVなど暴力を受けて相談に訪れる人は、「自分が悪い」という自責感情を持つ人が多い。その背景として、働きにくい環境や家事・育児の負担を強いられているなど困難を複合的に抱えている。社会の文化や価値観、教育環境など多様な要因が考えられる中、セーフティネットとしての区の役割は重要。さらなる取組が求められている。

⑯ 複合的な困難を抱える人への取組

女性×独身×高齢、女性×障害など複合的な困難を抱える人は貧困に陥るリスクが高いのでは。セーフティネットとしての区の支援が求められる。

⑰ 困難を抱えるひとり親への支援への取組

ひとり親家庭は、家事・子育てなどケアの負担、働き方の制限、住まいの確保、低収入などの困難を抱えるリスクが高いのでは。区の母子世帯の45.7%の年収が「300万円未満」という現状からも区の支援が求められる。

⑱ DVに関する相談と支援体制の充実への取組

身近な人からの被害が多いこともあり、DVは相談しづらく、行政への相談に対する心理的なハードルも高いのでは。より相談しやすい体制への取組が必要。

⑮ 困難を抱えた人のセーフティネットとしての区取組

国の考え方

国においても、女性に対する暴力の対策は重要な課題と認識されている。被害者の背景や環境、その後の人生についても配慮をする必要があり、背後にある社会構造まで捉えたきめ細やかな対応が必要であるとの認識も、委員の意見と一致する。

【第5次男女共同参画基本計画】

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

【基本認識】

○ 女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。その予防と被害からの回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、国としての責務である。性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、職場等におけるハラスメントは引き続き深刻であり、的確に対応する。

○ 暴力は、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど、心への影響も大きいものであり、その後の人生に大きな支障を来とし、貧困や様々な困難にもつながることもある深刻な問題である。暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しており、女性に対する暴力根絶には、社会における男女間の格差是正及び意識改革が欠かせない。

○ 被害者が子供、高齢者、障害者、外国人等である場合は、その背景事情にも十分に配慮する必要がある。また、上司・部下、教員・生徒等立場を利用した支配が暴力の背景にある場合には、加害者との関係から被害を訴えにくい場合がある。被害者支援に当たっては、暴力の形態や被害者の属性等に応じたきめ細かく対応する視点が不可欠である。

○ さらに、情報通信技術（ICT）の進化やSNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力の被害は一層多様化しており、新たな形の暴力に対し、迅速かつ的確に対応していく必要がある。

○ 女性に対する暴力を根絶するため、暴力の加害者、被害者、傍観者とならないための幼児期からの教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備等、暴力の根絶のための基盤づくりの強化を図る。

○ 関連法令について、近年の改正内容を含め、その周知を徹底するとともに、加害者処罰など厳正な執行を通じて、暴力を決して許さないという強いメッセージを社会に発信する。

○ 暴力の被害者に対しては、相談から保護・自立支援、自立後の継続的支援にいたるまで、行政と民間団体とが連携し、時代とともに多様化する女性が抱える困難への対応とも連携しながら、専門的な支援を早期から切れ目なく、包括的に提供する必要がある。

○ 新型コロナウイルス感染症に伴い、家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念され、精神的暴力を含め配偶者等からの暴力に関する相談件数が増加したことや、SNSやメールなどの多様な相談手段へのニーズの高まりも踏まえ、こうした非常時にも機能する相談手法も含めた相談支援体制の充実を図るとともに、家庭に居場所のない被害者等が安心できる居場所づくりを進めることが重要である。

○ 国際的な合意文書においては、ジェンダーに基づく暴力（Gender-Based Violence）という表現が使用されており、性別に起因する暴力の多様な被害者に対する支援の充実や相談に対応できる体制整備が必要である。

区の取組

【杉並区男女共同参画行動計画】

取組方針 4 女性に対するあらゆる暴力を根絶する

配偶者等からの暴力（DV）による被害者の多くを女性が占めている実態から、女性に対する暴力の未然防止や相談支援の取組を推進し、地域社会全体に暴力を容認しない意識と行動を促します。

取組項目13 配偶者暴力等被害者支援と各種関連の強化

事業42 配偶者暴力相談支援センターの運営

配偶者暴力相談支援センターの運営を通して、DV被害を潜在化させることなく、相談を適切な支援につなげます。配偶者暴力相談支援センターの機能を充実させていきます。

事業43 DV被害者等の安全確保とその他の支援措置

①住民基本台帳事務における支援措置

DV及びストーカー行為等の被害者の現在住所地が加害者に伝わらないよう、被害者からの申出により住民基本台帳の閲覧等の制限を行う。

②国民健康保険における支援措置

住民基本台帳事務における支援措置制度があってもなお住民登録を変更することができない場合、または支援措置制度を利用している場合であっても加入中の医療保険被保険者証を使用すると居所判明の恐れがあり、医療機関等の受診ができない場合、現在住所地等の確認ができれば、国民健康保険に加入できる取扱いを行う。

③保育園入園における支援措置

入園申し込みに関しては、区に住民登録がなくても、被害者からの申し立て等により居住の実態を確認し、ひとり親世帯に準じたものとして適切に対応する。なお、在園中は、日常の保育を通して保護者や児童の心身の変化を感じとり、早期発見のため経過を注視し必要に応じて各関係機関と連携して対応する。

④就学事務・就学援助における支援措置

被害者の子どもの安全確保のため、加害者からの追及の危険が及ばないよう、区立小・中学校への入学、転校、在籍状況等の適切な対応を図る。また、区に住民登録がない場合であっても、被害者からの申し立て等により居住の実態を確認した上で、ひとり親世帯に準じた対応を進める。

【成果目標】

指標名	現状値：令和3年度 (2021年度)	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度)
DV被害を誰かに相談した被害者の割合	21.4%	24.0%	27.0%	30.0%

配偶者暴力相談支援センター（福祉事務所、男女共同参画課）など、区の各種部署・機関が、被害の相談を受け付け、連携して対応にあたる。

DV被害者の相談割合は目標値を下回っている。被害の対応にあたる区としては、被害の相談のハードルを下げることから、被害者やその家族の安全確保まで、多様な事業について、その推進を検討する必要がある。

区 の 取 組

【杉並区男女共同参画行動計画】

取組方針 4 女性に対するあらゆる暴力を根絶する

配偶者等からの暴力（DV）による被害者の多くを女性が占めている実態から、女性に対する暴力の未然防止や相談支援の取組を推進し、地域社会全体に暴力を容認しない意識と行動を促します。

取組項目13 配偶者暴力等被害者支援と各種関連の強化

事業44 母子生活支援施設への入所等支援

DV被害者や離婚・未婚の母子世帯に対し、子どもの養育・見守りのほか、住宅の確保が必要な場合に、福祉事務所の母子・父子自立支援員と施設指導員が連携して生活や就業の援助を行う、母子生活支援施設への入所を支援する。
また、DV被害にあった母子世帯等に対し、緊急一時保護を行う。

事業45 各種関係機関・庁内関係各課との連携

「女性に対する暴力」問題対策連絡会議を定期的に開催し、各種関係機関と区が関連情報の共有と今後の対応等に向けた意見交換を行う。

【杉並区男女共同参画行動計画進捗状況報告書】

暴力被害への適切な対応のため、関係する機関が連携を行うことは重要である。情報共有や近況報告、課題整理、意見交換などを行う連絡会を定期的に行い、配偶者暴力相談支援センターの担当である男女共同参画課と福祉事務所の二者間で円滑な連携が行えるよう図る。

事業42 配偶者暴力相談支援センターの運営

<事業概要>

配偶者暴力相談支援センターの運営を通して、DV被害を潜在化させることなく、相談を適切な支援につなげます。配偶者暴力相談支援センターの機能を充実させていきます。

<計画と実績>

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
配偶者暴力等支援センター 担当者連絡会議開催回数	計画	3回	2回	2回
	実績	1回	1回	

<令和5年度の成果と課題・分析>

男女共同参画担当と福祉事務所の各担当者が情報を共有し、配偶者等からの暴力の被害者への適切な対応を連携して行うことができるよう配偶者暴力等支援センター担当者連絡会議を開催した。第1回目に改正DV防止法における保護命令の拡充に関する情報共有や各機関の近況報告を行い、情報共有を図ることができた。配偶者暴力相談支援センターの各機関において被害者への対応が円滑に行えるように、今後も情報共有を図っていく必要がある。

<令和6年度以降の事業の方向性・改善策>

関係機関との円滑な連携を図ることができるよう、配偶者暴力相談支援センターの相談事業における課題整理、意見交換の場として、引き続き連絡会議を開催し、情報共有をしていく。

【杉並区男女共同参画行動計画進捗状況報告書】

事業43 DV被害者等の安全確保とその他の支援措置

<事業概要>

①住民基本台帳事務における支援措置

DV及びストーカー行為等の被害者の現在住所地が加害者に伝わらないよう、被害者からの申出により住民基本台帳の閲覧等の制限を行う。

<計画と実績>

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
支援措置申出件数 (新規・継続)	計画	—	—	—
	実績	975件	1,054件	

<令和5年度の成果と課題・分析>

DV等被害者の現住所地が相手方に伝わらないよう、申出により住民基本台帳の閲覧等の制限を行った。支援措置申出件数は年々増加しており、制度についての認知度が上がっていることがうかがえる。

<令和6年度以降の事業の方向性・改善策>

引き続きDV等被害者の住民基本台帳の支援措置制度の周知を行うとともに、住民基本台帳の閲覧等の制限を行うことにより、被害者支援を実施する。

DV被害者は、現在住所地が加害者に伝わらないよう、住民票事務上に一定の制限がかかる場合がある。
区民課で住民基本台帳の閲覧制限を行うほか、住民票上の住所情報・配偶情報と現況が異なる場合も、現況に合わせた対応ができるよう、国民保険制度、保育施設入園、就学事務において支援措置を行う。また、児童がいる場合には、加害者の対応が及ばないよう適切な転校等の措置の検討や、入園施設において見守り・危険があった場合の連携を図るなどの支援を行っている。

【杉並区男女共同参画行動計画進捗状況報告書】

事業43 DV被害者等の安全確保とその他の支援措置

<事業概要>

②国民健康保険における支援措置

住民基本台帳事務における支援措置制度があってもなお住民登録を変更することができない場合、または支援措置制度を利用している場合であっても加入中の医療保険被保険者証を使用すると居所判明の恐れがあり、医療機関等の受診ができない場合、現在住所地等の確認ができれば、国民健康保険に加入できる取扱いを行う。

<計画と実績>

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
DVを理由とした国民健康保険の特例加入の実施	計画	実施	実施	実施
	実績	7件	8件	

<令和5年度の成果と課題・分析>

相談者の様々な事情をよく聞きとり、他の選択肢がないか検討したうえで、必要な支援を行うことができた。

<令和6年度以降の事業の方向性・改善策>

引き続き、支援を要する相談者へ寄り添い、必要な支援を行う。

【杉並区男女共同参画行動計画進捗状況報告書】

事業43 DV被害者等の安全確保とその他の支援措置

<事業概要>

③保育園入園における支援措置

入園申し込みに関しては、区に住民登録がなくても、被害者からの申し立て等により居住の実態を確認し、ひとり親世帯に準じたものとして適切に対応する。なお、在園中は、日常の保育を通して保護者や児童の心身の変化を感じとり、早期発見のため経過を注視し必要に応じて各関係機関と連携して対応する。

<計画と実績>

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育園入園における支援措置の実施	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	

<令和5年度の成果と課題・分析>

関係機関と連携しながら入園相談・申込受付を丁寧に行い、住民登録の有無に依らず、また、提出困難な書類は求めない等、被害者の事情に沿った取扱いを実施し、保育所への早期入所に向けた支援を適切に行った。

<令和6年度以降の事業の方向性・改善策>

DV被害者等が保育所への入所を希望する場合、引き続き、丁寧な入園相談・申込受付を行い、保育所の早期入所に向けた支援を行う。

【杉並区男女共同参画行動計画進捗状況報告書】

事業43 DV被害者等の安全確保とその他の支援措置

<事業概要>

④就学事務・就学援助における支援措置

被害者の子どもの安全確保のため、加害者からの追及の危険が及ばないように、区立小・中学校への入学、転校、在籍状況等の適切な対応を図る。また、区に住民登録がない場合であっても、被害者からの申し立て等により居住の実態を確認した上で、ひとり親世帯に準じた対応を進める。

<計画と実績>

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
就学事務・就学援助における支援措置の実施	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	

<令和5年度の成果と課題・分析>

DV被害者の子どもの区立学校への入学、転校等に伴う学齢簿等の取扱いについて、通常の実扱いによらず、転入元、転出先の教育委員会事務局と連携し、適切な対応を図った。令和5年度は、DV避難の申出等を受けて、20件に対応した。

また、就学援助の認定においては、ひとり親世帯に準ずることにより、不利益となることがないように適切な対応を心掛けた。令和5年度に、杉並区に住民登録がないが区立国公立小中学校に通い、就学援助申請書等にDV避難と記載のある申請について、審査の結果、認定した件数は6件だった。

<令和6年度以降の事業の方向性・改善策>

DV被害者の子どもの安全確保、適切な就学援助に向けて、引き続き、子ども家庭支援センター、児童相談所、各区市町村の教育委員会と連携を図り、DV被害者等についての情報共有を行い、DV被害者等の不利益とならないよう、就学事務や就学援助における支援措置を実施していくこととする。

【杉並区男女共同参画行動計画進捗状況報告書】

事業44 母子生活支援施設への入所等支援

<事業概要>

DV被害者や離婚・未婚の母子世帯に対し、子どもの養育・見守りのほか、住宅の確保が必要な場合に、福祉事務所の母子・父子自立支援員と施設指導員が連携して生活や就業の援助を行う、母子生活支援施設への入所を支援する。
また、DV被害にあった母子世帯等に対し、緊急一時保護を行う。

<計画と実績>

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所世帯数	計画	30世帯	30世帯	30世帯
	実績	31世帯	34世帯	

<令和5年度の成果と課題・分析>

児童の安定した養育環境を確保しながら、世帯が自立できる生活の実現を目標として、本人と共に自立支援計画を立て、施設の協力を得ながら、世帯の自立に向けたプログラムを実施した。

<令和6年度以降の事業の方向性・改善策>

今後も母子生活支援施設への入所を適切に判断することはもとより、施設入所後の自立支援面接を通して、施設入所者が2年間の入所期間中に生活の自立ができるよう取り組む。また、適宜、本人の意向を確認しながら、自立支援計画に基づき、自立に向けた計画的かつ効果的な支援を行う。

DV被害者やその同伴児童に対して、母子生活支援施設への入所申し込みの可能性を念頭に支援を開始する。なお、世帯の自立に向けた計画を支援員・指導員が連携して行う。

本人の意向と入所施設の条件の折り合いがつかないケースについても、生活保護関係も含め多種の社会資源を活用して行き先を検討するなどの支援を行っている。

【杉並区男女共同参画行動計画進捗状況報告書】

男女平等推進センター、子ども家庭支援センター、福祉事務所、保健センター等の区役所関係各課、児童相談所及び区内警察署担当者等によって連絡会を行い、関連法の改正や相談状況の情報共有、支援の在り方についての意見交換を行うことで、関係機関との連携強化を図っている。

事業45 各種関係機関・庁内関係各課との連携

<事業概要>

「女性に対する暴力」問題対策連絡会議を定期的に開催し、各種関係機関と区が関連情報の共有と今後の対応等に向けた意見交換を行う。

<計画と実績>

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
「女性に対する暴力」問題対策連絡会議開催回数	計画	2回	2回	2回
	実績	2回	1回	

<令和5年度の成果と課題・分析>

男女平等推進センター、子ども家庭支援センター、福祉事務所、保健センター等の区役所関係各課、児童相談所及び区内警察署担当者等が集まり、関連法の改正や相談状況等の情報共有のため、連絡会議を開催した。DV防止法の改正に関する情報提供を行い、各課との連携を図ることができた。

<令和6年度以降の事業の方向性・改善策>

「女性に対する暴力」問題対策連絡会議の定期開催により、改正DV防止法を踏まえた各機関の支援状況の共有や適切なDV等被害者支援の在り方について意見交換を行い、関係機関との連携強化を図る。

⑯複合的な困難を抱える人への取組

国の考え方

多様な困難を抱える人に対する支援を行うにあたって、ジェンダー平等の視点・インターセクショナル리티の視点を持つことは国としても重要なことと捉えられており、複合的な困難を抱える人へ着目する委員の意見は重要。

【第5次男女共同参画基本計画】

第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

【基本認識】

○ 憲法第25条では「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とされている。女性は、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景として、貧困等生活上の困難に陥りやすい。また、ひとり親世帯の相対的貧困率は48.1%（平成30（2018）年）であり、OECD35か国中34位となっている。

○ とりわけ女性の貧困は、ひとり親をはじめ子育て世帯においては子が成人した後も続くことや、不安定な就業を継続せざるを得ない単身女性、高齢女性も含め、全ての年代の女性に生じ得ることに留意する必要がある。

○ セーフティネットの機能として、このような貧困等生活上の困難に対する多様な支援を行うとともに、その支援が届きやすくなるよう改善に努めることが必要である。また、貧困等を防止するための取組も重要である。さらに、家族の介護等を行っているいわゆるヤングケアラーの問題にも取り組む必要がある。

○ 新型コロナウイルスによる感染症の拡大は、社会的に弱い立場にある者に、より深刻な影響をもたらしている。また、平時の固定的な性別役割分担意識を反映したジェンダーに起因する諸課題が一層顕在化し、必要な支援も明らかになってきている。こうした経験を踏まえ、平時のみならず、非常時・緊急時にも機能するセーフティネットの整備を図る必要がある。

○ 女性の貧困等を解消し、その影響を断ち切るためには、子供の貧困対策のみならず、個人の置かれた状況に寄り添った切れ目のない支援が必要である。

○ 65歳以上の一人暮らしは男女ともに増加傾向にあり、平成27（2015）年には男性約192万人、女性約400万人となっている。高齢単身女性の貧困については、高齢期に達するまでの働き方、家族形態等の影響が大きく、また、新型コロナウイルスや就職氷河期など深刻な事象の影響や、長年にわたって様々な分野における男女格差が継続している社会経済状況の影響が凝縮され固定化されて現れていることに留意した取組が必要である。

○ また、高齢女性の就業が増えていることや、女性に対するハラスメントの問題などに留意するとともに、女性が長期的な展望に立って働けるようにするために、出産・育児・介護等に対応した多様で柔軟な働き方を選択できるようにすることも必要である。

○ 性的指向・性自認（性同一性）に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題（部落差別）に関すること等を理由とした社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、更に複合的な困難を抱えることがある。このため、上記のような様々な属性の人々についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要である。多様な属性の人々の人権が尊重される社会を作ること、それ自体が極めて重要なことであり、その結果として女性が複合的な困難を抱えるリスクが減ることにつながる。

○ このため、男女共同参画の視点に立ち、多様な困難を抱える全ての女性等に対するきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める。

配偶者暴力相談支援センター（福祉事務所、男女共同参画課）など、区の各種部署・機関が、被害の相談を受け付け、連携して対応にあたる。

【杉並区男女共同参画行動計画】

取組方針4 女性に対するあらゆる暴力を根絶する

配偶者等からの暴力（DV）による被害者の多くを女性が占めている実態から、女性に対する暴力の未然防止や相談支援の取組を推進し、地域社会全体に暴力を容認しない意識と行動を促します。

取組項目12 配偶者暴力等に関わる相談体制の充実

事業38 DV専用ダイヤル

配偶者やパートナーからの暴力に関する相談に対して、専門の相談員が一人ひとりの事情に配慮した相談に応じ、関係機関と連携しながら適切な支援につなげます。

事業39 あらゆる暴力・女性問題に対する相談

母子保健事業や保健師地区活動を通して、暴力・女性問題を早期に発見し相談に応じるとともに、関係機関と連携して対応します。

事業40 母子・女性・家庭相談

ひとり親家庭や女性の生活全般、家庭内の問題等について、母子・父子自立支援員※、女性相談支援員、家庭相談員等が相談に応じ、各制度や施策につなげるほか、関係機関と連携し効果的な援助を行う。

※「母子・父子自立支援員」…ひとり親家庭の悩みや困りごとの相談を受け、自立に向け関係機関と連携して、適切な支援を実施。

事業41 子どもと家庭の相談

子ども自身の悩みや保護者等からの子育てに関する悩み、面前DV等の児童虐待に関する相談を受け付け、関係機関と連携しながら、適切な支援につなげる。

取組項目13 配偶者暴力等被害者支援と各種関連の強化

事業45 各種関係機関・庁内関係各課との連携

「女性に対する暴力」問題対策連絡会議を定期的に開催し、各種関係機関と区が関連情報の共有と今後の対応等に向けた意見交換を行う。

【成果目標】

指標名	現状値：令和3年度 (2021年度)	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度)
DV被害者が公的機関に相談した割合	19.5%	30.0%	40.0%	50.0%

「DV被害者が公的機関に相談した割合」は、令和3年度に19.5%と、目標値を大きく下回っている。被害を相談しやすい支援体制の構築は重要。

指標は「令和6年度 杉並区男女共同参画に関する意識と生活実態調査」より

【杉並区男女共同参画行動計画進捗状況報告書】

事業38 DV専用ダイヤル

<事業概要>

配偶者やパートナーからの暴力に関する相談に対して、専門の相談員が一人ひとりの事情に配慮した相談に応じ、関係機関と連携しながら適切な支援につなげます。

<計画と実績>

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	計画	—	—	—
	実績	605件	673件	

<令和5年度の成果と課題・分析>

令和5年度のDVに関する相談件数は来所233件、電話440件、合計673件で、前年度より68件増加しており、身体的DVに限らず、精神的DVを核とした複合的被害に関する相談等深刻なDV被害を受けているケースも見受けられる。

一方、10～20代の若年層からの相談や男性からの相談は1割に満たない状況である。このことから誰にも相談できず、潜在化しているケースもあると考えられる。

DV被害者を適切な支援につなげられるよう、関係機関と連携し、引き続き支援の質の向上を図る必要がある。

<令和6年度以降の事業の方向性・改善策>

潜在化しているDV被害のケースへ対応するため、令和7年度より平日夜間に相談を受けられるよう相談受付時間の延長を行う。

また、DV被害者に対して適切な支援につなげられるよう、相談員の対応力の向上に向けた研修を実施し、相談体制の充実を図っていく。相談時間の変更については、関係機関等を中心に周知を行い、関係機関との更なる連携強化を図っていく。

「暴力を理由に離婚したい」「加害者から逃げたい」「暴言に苦しんでいる」など、悩みを抱えた人の電話相談を受け付ける事業。話を聞き取った後、来所相談や法律相談と進むケースもある。
DVに関する相談については、電話相談・来所相談ともに、10～20代の若年層や男性からの相談が低い割合となっており、被害の潜在化の懸念がある。
令和7年度4月より、水曜日の相談受付時間を9時～17時から9時～20時へと延長した。

【杉並区男女共同参画行動計画進捗状況報告書】

母子保健事業や保健師の地区活動など、母子に密接にかかわる保健師の通常業務において、暴力・女性問題を早期に発見し、相談に応じる事業。必要に合わせて関係機関と連携して支援を行っている。

事業39 あらゆる暴力・女性問題に対する相談

<事業概要>

母子保健事業や保健師地区活動を通して、暴力・女性問題を早期に発見し相談に応じるとともに、関係機関と連携して対応します。

<計画と実績>

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	計画	—	—	—
	実績	227件	171件	

<令和5年度の成果と課題・分析>

保健師の母子保健活動や虐待予防の取組、相談支援業務を通して、暴力・女性問題を早期に発見し、相談に応じた。また、必要に合わせ関係機関と連携して支援を行った。保健師が行うあらゆる相談業務の中での対応であるため、相談者にとっては気楽に相談でき、早期発見・早期対応が可能となっていると思われる。引き続き保健師の通常業務の中での取組が必要である。

<令和6年度以降の事業の方向性・改善策>

引き続き母子保健事業や保健師地区活動を通して、暴力・女性問題を早期に発見し、相談に応じるとともに、関係機関と連携して対応する。

【杉並区男女共同参画行動計画進捗状況報告書】

D V 被害者やその同伴児童に対して、母子生活支援施設への入所申し込みの可能性を念頭に支援を開始する。なお、世帯の自立に向けた計画を支援員・指導員が連携して行う。
本人の意向と入所施設の条件の折り合いがつかないケースについても、生活保護関係も含め多種の社会資源を活用して行き先を検討するなどの支援を行っている。

事業40 母子・女性・家庭相談

< 事業概要 >

ひとり親家庭や女性の生活全般、家庭内の問題等について、母子・父子自立支援員※、女性相談支援員、家庭相談員等が相談に応じ、各制度や施策につなげるほか、関係機関と連携し効果的な援助を行う。

※「母子・父子自立支援員」…ひとり親家庭の悩みや困りごとの相談を受け、自立に向け関係機関と連携して、適切な支援を実施。

< 計画と実績 >

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	計画	2,560件	2,560件	2,560件
	実績	3,136件	2,831件	

< 令和5年度の成果と課題・分析 >

母子・女性・家庭相談の内容は、近年多様化・複雑化している。相談者の不安を解消できるよう、個々の相談に寄り添って対応し、複雑化した相談内容を受け止めるとともに、必要に応じて関係機関と連携し、情報共有を図りながら、経済的・精神的な自立に向けた支援を行った。

< 令和6年度以降の事業の方向性・改善策 >

令和6年4月1日施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を踏まえ、今後も関係機関との連携をより一層強化し、迅速かつ効果的に相談者への支援を行う。そして、複雑化した個々の相談内容に応じた的確な対応を行っていく。

【杉並区男女共同参画行動計画進捗状況報告書】

子どもと家庭の総合相談を受け付ける電話相談事業。子ども自身の悩みや保護者からの子育ての相談から、即時に訪問対応が必要な児童虐待の可能性のある事案まで、様々な相談を受け付けている。

事業41 子どもと家庭の相談

<事業概要>

子ども自身の悩みや保護者等からの子育てに関する悩み、面前DV等の児童虐待に関する相談を受け付け、関係機関と連携しながら、適切な支援につなげる。

<計画と実績>

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	計画	89,540件	81,590件	89,590件
	実績	80,289件	84,406件	

<令和5年度の成果と課題・分析>

子どもと家庭の総合相談を行う「ゆうライン」の電話相談では、子ども自身の悩みや保護者からの子育て相談のほか、即時に訪問対応が必要な児童虐待の可能性のある相談等、様々な相談を受けた。
また、課題を抱え、突然来所相談に来る保護者等にも臨機応変に対応した。

<令和6年度以降の事業の方向性・改善策>

社会状況の変化により、「ゆうライン」で受ける相談内容は、共同親権や性的マイノリティに関する相談等、より多様化している。
このため、外部講師による勉強会やカンファレンス、電話相談研修を受けながら質の向上を図っていく。

【杉並区男女共同参画行動計画進捗状況報告書】

事業45 各種関係機関・庁内関係各課との連携

<事業概要>

「女性に対する暴力」問題対策連絡会議を定期的に開催し、各種関係機関と区が関連情報の共有と今後の対応等に向けた意見交換を行う。

<計画と実績>

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
「女性に対する暴力」問題対策連絡会議開催回数	計画	2回	2回	2回
	実績	2回	1回	

<令和5年度の成果と課題・分析>

男女平等推進センター、子ども家庭支援センター、福祉事務所、保健センター等の区役所関係各課、児童相談所及び区内警察署担当者等が集まり、関連法の改正や相談状況等の情報共有のため、連絡会議を開催した。DV防止法の改正に関する情報提供を行い、各課との連携を図ることができた。

<令和6年度以降の事業の方向性・改善策>

「女性に対する暴力」問題対策連絡会議の定期開催により、改正DV防止法を踏まえた各機関の支援状況の共有や適切なDV等被害者支援の在り方について意見交換を行い、関係機関との連携強化を図る。

男女平等推進センター、子ども家庭支援センター、福祉事務所、保健センター等の区役所関係各課、児童相談所及び区内警察署担当者等によって連絡会を行い、関連法の改正や相談状況の情報共有、支援の在り方についての意見交換を行うことで、関係機関との連携強化を図っている。

⑰ 困難を抱えるひとり親への支援への取組

国の考え方

ひとり親家庭の困難については、国も貧困、就業、介護等、多様な観点から課題を認識している。委員の意見と同様、国においても重要な社会課題である。

【第5次男女共同参画基本計画】

第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

【基本認識】

○ 憲法第25条では「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とされている。女性は、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景として、貧困等生活上の困難に陥りやすい。また、ひとり親世帯の相対的貧困率は48.1%（平成30（2018）年）であり、OECD35か国中34位となっている。

○ とりわけ女性の貧困は、ひとり親をはじめ子育て世帯においては子が成人した後も続くことや、不安定な就業を継続せざるを得ない単身女性、高齢女性も含め、全ての年代の女性に生じ得ることに留意する必要がある。

○ セーフティネットの機能として、このような貧困等生活上の困難に対する多様な支援を行うとともに、その支援が届きやすくなるよう改善に努めることが必要である。また、貧困等を防止するための取組も重要である。さらに、家族の介護等を行っているいわゆるヤングケアラーの問題にも取り組む必要がある。

○ 新型コロナウイルスによる感染症の拡大は、社会的に弱い立場にある者に、より深刻な影響をもたらしている。また、平時の固定的な性別役割分担意識を反映したジェンダーに起因する諸課題が一層顕在化し、必要な支援も明らかになってきている。こうした経験を踏まえ、平時のみならず、非常時・緊急時にも機能するセーフティネットの整備を図る必要がある。

○ 女性の貧困等を解消し、その影響を断ち切るためには、子供の貧困対策のみならず、個人の置かれた状況に寄り添った切れ目のない支援が必要である。

○ 65歳以上の一人暮らしは男女ともに増加傾向にあり、平成27（2015）年には男性約192万人、女性約400万人となっている。高齢単身女性の貧困については、高齢期に達するまでの働き方、家族形態等の影響が大きく、また、新型コロナウイルスや就職氷河期など深刻な事象の影響や、長年にわたって様々な分野における男女格差が継続している社会経済状況の影響が凝縮され固定化されて現れていることに留意した取組が必要である。

○ また、高齢女性の就業が増えていることや、女性に対するハラスメントの問題などに留意するとともに、女性が長期的な展望に立って働けるようにするために、出産・育児・介護等に対応した多様で柔軟な働き方を選択できるようにすることも必要である。

○ 性的指向・性自認（性同一性）に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題（部落差別）に関すること等を理由とした社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、更に複合的な困難を抱えることがある。このため、上記のような様々な属性の人々についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要である。多様な属性の人々の人権が尊重される社会を作ること、それ自体が極めて重要なことであり、その結果として女性が複合的な困難を抱えるリスクが減ることにつながる。

○ このため、男女共同参画の視点に立ち、多様な困難を抱える全ての女性等に対するきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める。

区

の取組

【杉並区男女共同参画行動計画】

取組方針 4 女性に対するあらゆる暴力を根絶する

配偶者等からの暴力（DV）による被害者の多くを女性が占めている実態から、女性に対する暴力の未然防止や相談支援の取組を推進し、地域社会全体に暴力を容認しない意識と行動を促します。

取組項目12 配偶者暴力等に関わる相談体制の充実

事業40 母子・女性・家庭相談

ひとり親家庭や女性の生活全般、家庭内の問題等について、母子・父子自立支援員※、女性相談支援員、家庭相談員等が相談に応じ、各制度や施策につなげるほか、関係機関と連携し効果的な援助を行う。

※「母子・父子自立支援員」…ひとり親家庭の悩みや困りごとの相談を受け、自立に向け関係機関と連携して、適切な支援を実施。

事業41 子どもと家庭の相談

子ども自身の悩みや保護者等からの子育てに関する悩み、面前DV等の児童虐待に関する相談を受け付け、関係機関と連携しながら、適切な支援につなげる。

家庭や子どもの相談を受け付けるほか、ひとり親家庭に対して、家事や育児等のホームヘルプサービスの提供を行っている。

取組方針 5 女性の健康と生活の困難を支援する

妊娠・出産等の女性特有の健康問題の存在や、ひとり親家庭の多くが母子家庭である実態を踏まえ、女性活躍を推進する観点から、女性の健康と生活の困難を支援する取組を推進します。

取組項目14 ひとり親家庭の支援の充実

事業46 ひとり親家庭ホームヘルプサービス

親の就労、就職活動または就学等で日常生活に支障をきたしているひとり親家庭に対して、家事や育児等を行うホームヘルプサービスを提供することにより、ひとり親家庭の就労自立を側面から支える。

事業47 ひとり親家庭相談

母子・父子自立支援員等が、ひとり親家庭の悩みや困りごとの相談を受け、自立に向け関係機関と連携して、適切な支援を実施する。

相談件数は5,000件超となっており、相談のニーズは高い。重点を置いて取り組むべき支援と考えられる。

【成果目標】

指標名	現状値：令和2年度 (2020年度)	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度)
ひとり親家庭の相談件数 (担当課調査による)	5,330件	5,000件	5,000件	5,000件

【杉並区男女共同参画行動計画進捗状況報告書】

D V被害者やその同伴児童に対して、母子生活支援施設への入所申し込みの可能性を念頭に支援を開始する。なお、世帯の自立に向けた計画を支援員・指導員が連携して行う。

本人の意向と入所施設の条件の折り合いがつかないケースについても、生活保護関係も含め多種の社会資源を活用して行き先を検討するなどの支援を行っている。

事業40 母子・女性・家庭相談

<事業概要>

ひとり親家庭や女性の生活全般、家庭内の問題等について、母子・父子自立支援員※、女性相談支援員、家庭相談員等が相談に応じ、各制度や施策につなげるほか、関係機関と連携し効果的な援助を行う。

※「母子・父子自立支援員」…ひとり親家庭の悩みや困りごとの相談を受け、自立に向け関係機関と連携して、適切な支援を実施。

<計画と実績>

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	計画	2,560件	2,560件	2,560件
	実績	3,136件	2,831件	

<令和5年度の成果と課題・分析>

母子・女性・家庭相談の内容は、近年多様化・複雑化している。相談者の不安を解消できるよう、個々の相談に寄り添って対応し、複雑化した相談内容を受け止めるとともに、必要に応じて関係機関と連携し、情報共有を図りながら、経済的・精神的な自立に向けた支援を行った。

<令和6年度以降の事業の方向性・改善策>

令和6年4月1日施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を踏まえ、今後も関係機関との連携をより一層強化し、迅速かつ効果的に相談者への支援を行う。そして、複雑化した個々の相談内容に応じた的確な対応を行っていく。

子どもと家庭の総合相談を受け付ける電話相談事業。子ども自身の悩みや保護者からの子育ての相談から、即時に訪問対応が必要な児童虐待の可能性のある事案まで、様々な相談を受け付けている。

【杉並区男女共同参画行動計画進捗状況報告書】

事業41 子どもと家庭の相談

<事業概要>

子ども自身の悩みや保護者等からの子育てに関する悩み、面談DV等の児童虐待に関する相談を受け付け、関係機関と連携しながら、適切な支援につなげる。

<計画と実績>

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	計画	89,540件	81,590件	89,590件
	実績	80,289件	84,406件	

<令和5年度の成果と課題・分析>

子どもと家庭の総合相談を行う「ゆうライン」の電話相談では、子ども自身の悩みや保護者からの子育て相談のほか、即時に訪問対応が必要な児童虐待の可能性のある相談等、様々な相談を受けた。
また、課題を抱え、突然来所相談に来る保護者等にも臨機応変に対応した。

<令和6年度以降の事業の方向性・改善策>

社会状況の変化により、「ゆうライン」で受ける相談内容は、共同親権や性的マイノリティに関する相談等、より多様化している。
このため、外部講師による勉強会やカンファレンス、電話相談研修を受けながら質の向上を図っていく。

区の実況の現状

親の就労、就職活動、就学等で日常生活に支障をきたしているひとり親家庭に対して、家事や育児を行うホームヘルパーが訪問し、サービスを行う事業。家事や育児支援によってひとり親の就労自立を支える。

【杉並区男女共同参画行動計画進捗状況報告書】

事業46 ひとり親家庭ホームヘルプサービス

<事業概要>

親の就労、就職活動または就学等で日常生活に支障をきたしているひとり親家庭に対して、家事や育児等を行うホームヘルプサービスを提供することにより、ひとり親家庭の就労自立を側面から支える。

<計画と実績>

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
ひとり親家庭ホームヘルプサービス利用世帯数	計画	40世帯	30世帯	30世帯
	実績	18世帯	23世帯	

<令和5年度の成果と課題・分析>

ひとり親家庭の生活実態に即した運用を心がけ、必要なサービスの提供を行ったが、契約事業者の状況により、利用者からの希望日時や依頼内容に対応することが困難な場合があった。
相談時には、相談者の状況を丁寧に聞き取り、対象者に積極的に利用を促した結果、利用世帯数は増加傾向となった。

<令和6年度以降の事業の方向性・改善策>

ひとり親家庭の生活安定を図るため、更なる利用促進を図る必要があることから、事業の進め方を工夫し、対象者への積極的な利用を促す等により、一層の事業周知に努める。

【杉並区男女共同参画行動計画進捗状況報告書】

事業47 ひとり親家庭相談

<事業概要>

母子・父子自立支援員等が、ひとり親家庭の悩みや困りごとの相談を受け、自立に向け関係機関と連携して、適切な支援を実施する。

<計画と実績>

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
母子・父子自立支援員の 相談件数	計画	5,000件	4,700件	5,000件
	実績	4,068件	5,479件	

<令和5年度の成果と課題・分析>

離婚前の方を含むひとり親家庭からの相談に対応した。相談内容は就労や住宅、養育費関係等、多岐にわたるため、「ひとり親家庭のしおり」を活用しながら相談窓口を紹介する等、必要に応じて関係機関と連携し、支援を行った。

<令和6年度以降の事業の方向性・改善策>

ひとり親家庭の就労と自立に向けて、支援を必要とするひとり親に対して相談支援の拡充と積極的な情報提供の継続が重要と考え、デジタル技術を活用した新たな情報提供方法である「ひとり親家庭手続きガイド」を令和6年10月から導入する。

母子・父子自立支援員等が、ひとり親家庭の多岐にわたる相談を受け付け、適宜関係機関と連携して支援にあたる事業。
令和6年10月より、区のホームページ上で「ひとり親手続きガイド」を導入。画面に示される選択肢から、自身の状況に当てはまるものを選んでいくことで、その人の状況に応じた、利用できるサービス・制度と、その申請先の機関・部署の分かりやすい一覧リストが提供される。

⑱DVに関する相談と支援体制の充実への取組

国の考え方

【第5次男女共同参画基本計画】

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

【基本認識】

- 女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。その予防と被害からの回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、国としての責務である。性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、職場等におけるハラスメントは引き続き深刻であり、的確に対応する。
- 暴力は、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど、心への影響も大きいものであり、その後の人生に大きな支障を来とし、貧困や様々な困難にもつながることもある深刻な問題である。暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しており、女性に対する暴力根絶には、社会における男女間の格差是正及び意識改革が欠かせない。
- 被害者が子供、高齢者、障害者、外国人等である場合は、その背景事情にも十分に配慮する必要がある。また、上司・部下、教員・生徒等立場を利用した支配が暴力の背景にある場合には、加害者との関係から被害を訴えにくい場合がある。被害者支援に当たっては、暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する視点が不可欠である。
- さらに、情報通信技術（ICT）の進化やSNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力の被害は一層多様化しており、新たな形の暴力に対し、迅速かつ的確に対応していく必要がある。
- 女性に対する暴力を根絶するため、暴力の加害者、被害者、傍観者とならないための幼児期からの教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備等、暴力の根絶のための基盤づくりの強化を図る。
- 関連法令について、近年の改正内容を含め、その周知を徹底するとともに、加害者処罰など厳正な執行を通じて、暴力を決して許さないという強いメッセージを社会に発信する。
- 暴力の被害者に対しては、相談から保護・自立支援、自立後の継続的支援にいたるまで、行政と民間団体とが連携し、時代とともに多様化する女性が抱える困難への対応とも連携しながら、専門的な支援を早期から切れ目なく、包括的に提供する必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症に伴い、家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念され、精神的暴力を含め配偶者等からの暴力に関する相談件数が増加したことや、SNSやメールなどの多様な相談手段へのニーズの高まりも踏まえ、こうした非常時にも機能する相談手法も含めた相談支援体制の充実を図るとともに、家庭に居場所のない被害者等が安心できる居場所づくりを進めることが重要である。
- 国際的な合意文書においては、ジェンダーに基づく暴力（Gender-Based Violence）という表現が使用されており、性別に起因する暴力の多様な被害者に対する支援の充実や相談に対応できる体制整備が必要である。

女性に対する暴力の根絶は国においても重要な課題として捉えられている。
その相談支援体制においてはきめ細やかな対応が必要であること、専門的な支援を早期から切れ目なく、包括的に提供する必要があること、その体制を充実させること、暴力を予防するための意識啓発が必要であることなど、委員の意見は国の認識とも一致する。

区 の 取 組

【杉並区男女共同参画行動計画】

取組方針 4 女性に対するあらゆる暴力を根絶する

配偶者等からの暴力（DV）による被害者の多くを女性が占めている実態から、女性に対する暴力の未然防止や相談支援の取組を推進し、地域社会全体に暴力を容認しない意識と行動を促します。

取組項目11 女性に対する暴力を未然に防ぐ意識啓発、情報提供

事業35 配偶者等暴力防止啓発活動の推進

配偶者等からの暴力は重大な人権侵害であることの区民意識を高めるため、パネル展示、ポスターの掲示、DV防止啓発カードの配布等による啓発活動を行う。

事業36 若年層に対する暴力防止教育の推進

交際相手等、親密な関係にある相手からの暴力であるデートDVの防止について、若年層に対する意識啓発を進めるため、区内の中学・高校へ出張し、デートDV出前講座を実施する。

【成果目標】

指標名	現状値：令和 3 年度 (2021年度)	令和 6 年度 (2024年度)	令和 9 年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度)
DVに対する区民の認識 (「大声でどなる」行為をDVと認識している区民の割合)	85.1%	88.0%	91.0%	94.0%

指標は「令和 6 年度 杉並区男女共同参画に関する意識と生活実態調査」より

女性に対するあらゆる暴力の根絶にあたっては、その未然防止の取組も重要である。区では、女性に対する暴力を未然に防ぐ意識啓発・情報地峡の取組を行っている。

どんな行為がDVにあたるか、という知識を正しく持つことは、加害の未然防止や、被害を受けた際に被害を被害として認識するためにも重要である。
「大声でどなる」行為をDVと認識している区民の割合は年々上がってきてはいるものの、より多く区民の区民が、DVについての正しい知識を得られるようはかることは、引き続き重要である。

区 の 取 組

配偶者暴力相談支援センター（福祉事務所、男女共同参画課）など、区の各種部署・機関が、被害の相談を受け付け、連携して対応にあたる。

【杉並区男女共同参画行動計画】

取組方針 4 女性に対するあらゆる暴力を根絶する

配偶者等からの暴力（DV）による被害者の多くを女性が占めている実態から、女性に対する暴力の未然防止や相談支援の取組を推進し、地域社会全体に暴力を容認しない意識と行動を促します。

取組項目12 配偶者暴力等に関わる相談体制の充実

事業38 DV専用ダイヤル

配偶者やパートナーからの暴力に関する相談に対して、専門の相談員が一人ひとりの事情に配慮した相談に応じ、関係機関と連携しながら適切な支援につなげます。

事業39 あらゆる暴力・女性問題に対する相談

母子保健事業や保健師地区活動を通して、暴力・女性問題を早期に発見し相談に応じるとともに、関係機関と連携して対応します。

事業40 母子・女性・家庭相談

ひとり親家庭や女性の生活全般、家庭内の問題等について、母子・父子自立支援員※、女性相談支援員、家庭相談員等が相談に応じ、各制度や施策につなげるほか、関係機関と連携し効果的な援助を行う。

※「母子・父子自立支援員」…ひとり親家庭の悩みや困りごとの相談を受け、自立に向け関係機関と連携して、適切な支援を実施。

事業41 子どもと家庭の相談

子ども自身の悩みや保護者等からの子育てに関する悩み、面前DV等の児童虐待に関する相談を受け付け、関係機関と連携しながら、適切な支援につなげる。

取組項目13 配偶者暴力等被害者支援と各種関連の強化

事業45 各種関係機関・庁内関係各課との連携

「女性に対する暴力」問題対策連絡会議を定期的 to開催し、各種関係機関と区が関連情報の共有と今後の対応等に向けた意見交換を行う。

【成果目標】

指標名	現状値：令和3年度 (2021年度)	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度)
DV被害者が公的機関に相談した割合	19.5%	30.0%	40.0%	50.0%

「DV被害者が公的機関に相談した割合」は、令和3年度に19.5%と、目標値を大きく下回っている。被害を相談しやすい支援体制の構築は重要。

指標は「令和6年度 杉並区男女共同参画に関する意識と生活実態調査」より

【杉並区男女共同参画行動計画進捗状況報告書】

事業35 配偶者等暴力防止啓発活動の推進

<事業概要>

配偶者等からの暴力は重大な人権侵害であることの区民意識を高めるため、パネル展示、ポスターの掲示、DV防止啓発カードの配布等による啓発活動を行う。

<計画と実績>

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
DV防止啓発カード配布数	計画	25,000枚	27,000枚	27,000枚
	実績	27,000枚	27,000枚	

<令和5年度の成果と課題・分析>

配偶者等からの暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であるという意識を高めるため、DV防止啓発カードを区立施設、区内医療機関、「母と子の保健バック」への封入等により配布した。
また、区立施設のほか、杉並区のお知らせ掲示板にDV防止啓発ポスターの掲示を行った。
「女性に対する暴力」をなくす運動に伴う啓発活動では、杉並区女性団体連絡会との協働提案事業として、パネル展示や女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンツリーの飾りつけを行い、意識啓発を図った。

<令和6年度以降の事業の方向性・改善策>

内閣府の調査等でも配偶者暴力相談支援センターや警察へのDV相談件数は高い水準で推移することが見込まれているため、引き続きDV防止啓発カードの配布やパネル展示等を通じて、DVに関する正しい理解の促進を図るとともに、配偶者等に対する暴力は断じて許さないという社会規範の醸成に向けた啓発活動を進める。

配偶者等からの暴力は重大な人権侵害であることの区民意識を高めるため、パネル展示、ポスター掲示、DV防止啓発カードの配布を行っている。

【杉並区男女共同参画行動計画進捗状況報告書】

事業36 若年層に対する暴力防止教育の推進

<事業概要>

交際相手等、親密な関係にある相手からの暴力であるデートDVの防止について、若年層に対する意識啓発を進めるため、区内の中学・高校へ出張し、デートDV出前講座を実施する。

<計画と実績>

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
①デートDV防止啓発カード配布数	計画	①7,000枚②4回	①7,000枚②4回	①7,000枚②4回
②デートDV防止出前講座 実施回数	実績	①9,000枚②2回	①9,000枚②4回	

<令和5年度の成果と課題・分析>

デートDV防止啓発カードを区立施設、各学校や「二十歳のつどい」で配布した。また、デートDVに関する基礎知識を伝え、若年層に対する意識啓発を図るため、区内の中学校2校と高校2校の計4校でデートDV出前講座を実施した。デートDV出前講座は希望する学校を対象に実施しているが、実施する学校が毎年度固定化する傾向にある。そのため、より多くの学校で実施していただくための工夫が必要と考えている。

<令和6年度以降の事業の方向性・改善策>

引き続き、啓発カードの配布やデートDV出前講座の実施により若年層に対する意識啓発を推進する。これまで実施したことのない学校でもデートDV出前講座を実施していただけるよう周知方法の工夫を図る。

デートDVについて、若年層に対する意識啓発を進めるため、区内の中学校・高校へ出張し、デートDV出前講座を実施する。
デートDV出前講座の開催は希望校に対し実施しているため、実施校を固定化せず、対象校を拡大していくための工夫が必要との課題認識。
なお、令和7年度より区内の私立高校に対しても積極的に実施の打診している。

区の実況の現状

【杉並区男女共同参画行動計画進捗状況報告書】

事業38 DV専用ダイヤル

<事業概要>

配偶者やパートナーからの暴力に関する相談に対して、専門の相談員が一人ひとりの事情に配慮した相談に応じ、関係機関と連携しながら適切な支援につなげます。

<計画と実績>

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	計画	—	—	—
	実績	605件	673件	

<令和5年度の成果と課題・分析>

令和5年度のDVに関する相談件数は来所233件、電話440件、合計673件で、前年度より68件増加しており、身体的DVに限らず、精神的DVを核とした複合的被害に関する相談等深刻なDV被害を受けているケースも見受けられる。

一方、10～20代の若年層からの相談や男性からの相談は1割に満たない状況である。このことから誰にも相談できず、潜在化しているケースもあると考えられる。

DV被害者を適切な支援につなげられるよう、関係機関と連携し、引き続き支援の質の向上を図る必要がある。

<令和6年度以降の事業の方向性・改善策>

潜在化しているDV被害のケースへ対応するため、令和7年度より平日夜間に相談を受けられるよう相談受付時間の延長を行う。

また、DV被害者に対して適切な支援につなげられるよう、相談員の対応力の向上に向けた研修を実施し、相談体制の充実を図っていく。

相談時間の変更については、関係機関等を中心に周知を行い、関係機関との更なる連携強化を図っていく。

「暴力を理由に離婚したい」「加害者から逃げたい」「暴言に苦しんでいる」など、悩みを抱えた人の電話相談を受け付ける事業。話を聞き取った後、来所相談や法律相談と進むケースもある。
DVに関する相談については、電話相談・来所相談ともに、10～20代の若年層や男性からの相談が低い割合となっており、被害の潜在化の懸念がある。
令和7年度4月より、水曜日の相談受付時間を9時～17時から9時～20時へと延長した。

区の実況の現状

母子保健事業や保健師の地区活動など、母子に密接にかかわる保健師の通常業務において、暴力・女性問題を早期に発見し、相談に応じる事業。必要に合わせて関係機関と連携して支援を行っている。

【杉並区男女共同参画行動計画進捗状況報告書】

事業39 あらゆる暴力・女性問題に対する相談

<事業概要>

母子保健事業や保健師地区活動を通して、暴力・女性問題を早期に発見し相談に応じるとともに、関係機関と連携して対応します。

<計画と実績>

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	計画	—	—	—
	実績	227件	171件	

<令和5年度の成果と課題・分析>

保健師の母子保健活動や虐待予防の取組、相談支援業務を通して、暴力・女性問題を早期に発見し、相談に応じた。また、必要に合わせ関係機関と連携して支援を行った。保健師が行うあらゆる相談業務の中での対応であるため、相談者にとっては気軽に相談でき、早期発見・早期対応が可能となっていると思われる。引き続き保健師の通常業務の中での取組が必要である。

<令和6年度以降の事業の方向性・改善策>

引き続き母子保健事業や保健師地区活動を通して、暴力・女性問題を早期に発見し、相談に応じるとともに、関係機関と連携して対応する。

区の実況の取組

【杉並区男女共同参画行動計画進捗状況報告書】

事業40 母子・女性・家庭相談

<事業概要>

ひとり親家庭や女性の生活全般、家庭内の問題等について、母子・父子自立支援員※、女性相談支援員、家庭相談員等が相談に応じ、各制度や施策につなげるほか、関係機関と連携し効果的な援助を行う。

※「母子・父子自立支援員」…ひとり親家庭の悩みや困りごとの相談を受け、自立に向け関係機関と連携して、適切な支援を実施。

<計画と実績>

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	計画	2,560件	2,560件	2,560件
	実績	3,136件	2,831件	

<令和5年度の成果と課題・分析>

母子・女性・家庭相談の内容は、近年多様化・複雑化している。相談者の不安を解消できるよう、個々の相談に寄り添って対応し、複雑化した相談内容を受け止めるとともに、必要に応じて関係機関と連携し、情報共有を図りながら、経済的・精神的な自立に向けた支援を行った。

<令和6年度以降の事業の方向性・改善策>

令和6年4月1日施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を踏まえ、今後も関係機関との連携をより一層強化し、迅速かつ効果的に相談者への支援を行う。そして、複雑化した個々の相談内容に応じた的確な対応を行っていく。

DV被害者やその同伴児童に対して、母子生活支援施設への入所申し込みの可能性を念頭に支援を開始する。なお、世帯の自立に向けた計画を支援員・指導員が連携して行う。

本人の意向と入所施設の条件の折り合いがつかないケースについても、生活保護関係も含め多種の社会資源を活用して行き先を検討するなどの支援を行っている。

区の実況の現状

【杉並区男女共同参画行動計画進捗状況報告書】

子どもと家庭の総合相談を受け付ける電話相談事業。子ども自身の悩みや保護者からの子育ての相談から、即時に訪問対応が必要な児童虐待の可能性のある事案まで、様々な相談を受け付けている。

事業41 子どもと家庭の相談

< 事業概要 >

子ども自身の悩みや保護者等からの子育てに関する悩み、面前DV等の児童虐待に関する相談を受け付け、関係機関と連携しながら、適切な支援につなげる。

< 計画と実績 >

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	計画	19,000件	19,000件	19,000件
	実績	15,428件	14,554件	

< 令和5年度の成果と課題・分析 >

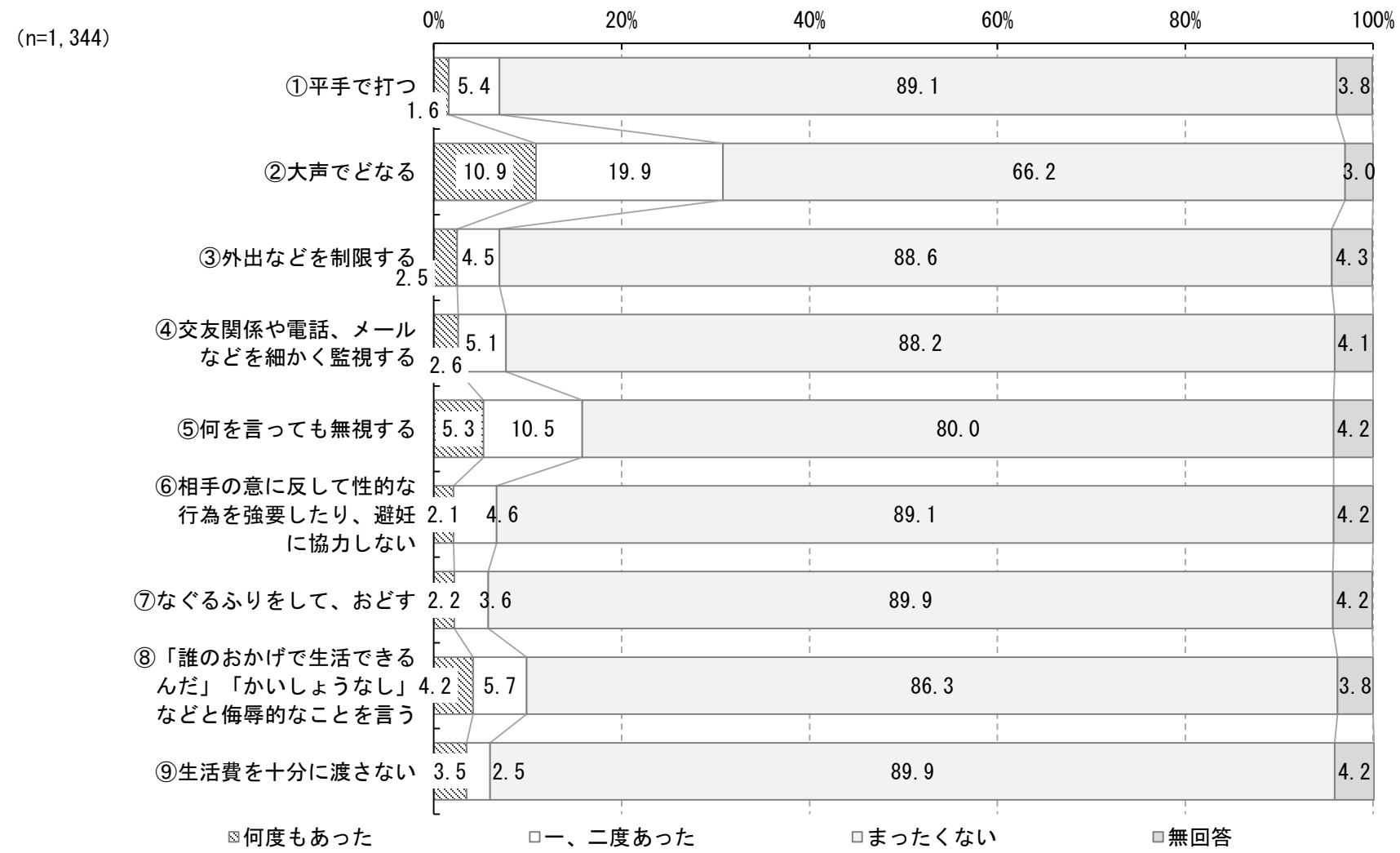
子どもと家庭の総合相談を行う「ゆうライン」の電話相談では、子ども自身の悩みや保護者からの子育て相談のほか、即時に訪問対応が必要な児童虐待の可能性のある相談等、様々な相談を受けた。
また、課題を抱え、突然来所相談に来る保護者等にも臨機応変に対応した。

< 令和6年度以降の事業の方向性・改善策 >

社会状況の変化により、「ゆうライン」で受ける相談内容は、共同親権や性的マイノリティに関する相談等、より多様化している。
このため、外部講師による勉強会やカンファレンス、電話相談研修を受けながら質の向上を図っていく。

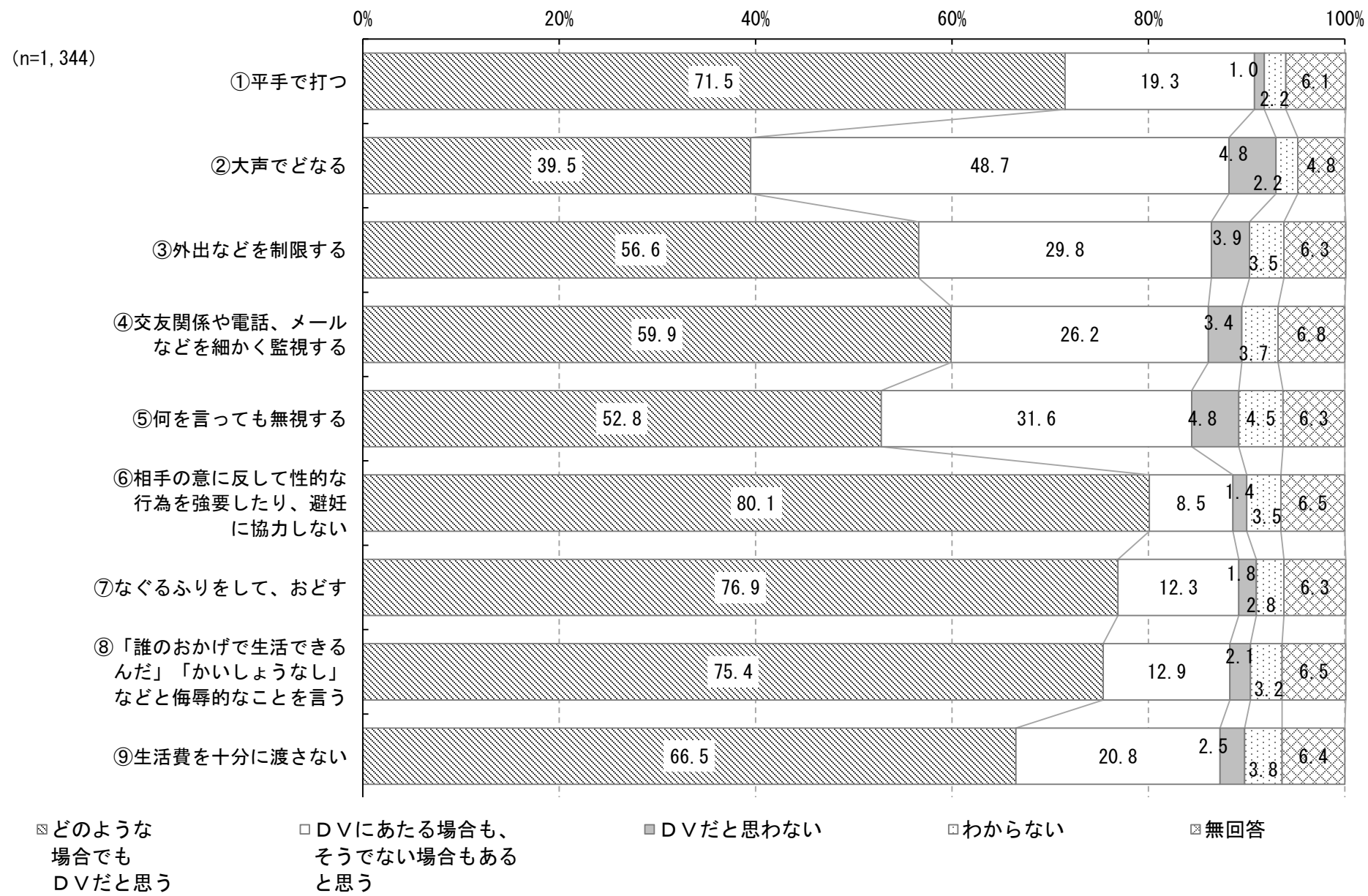
DVに関する相談と支援に関連する区の調査結果 ― 令和6年度杉並区男女共同参画に関する意識と生活実態調査より

問14(1)あなたはこれまでに配偶者やパートナーから以下の①～⑨のような行為をされたことがありますか。(それぞれ〇は1つ)



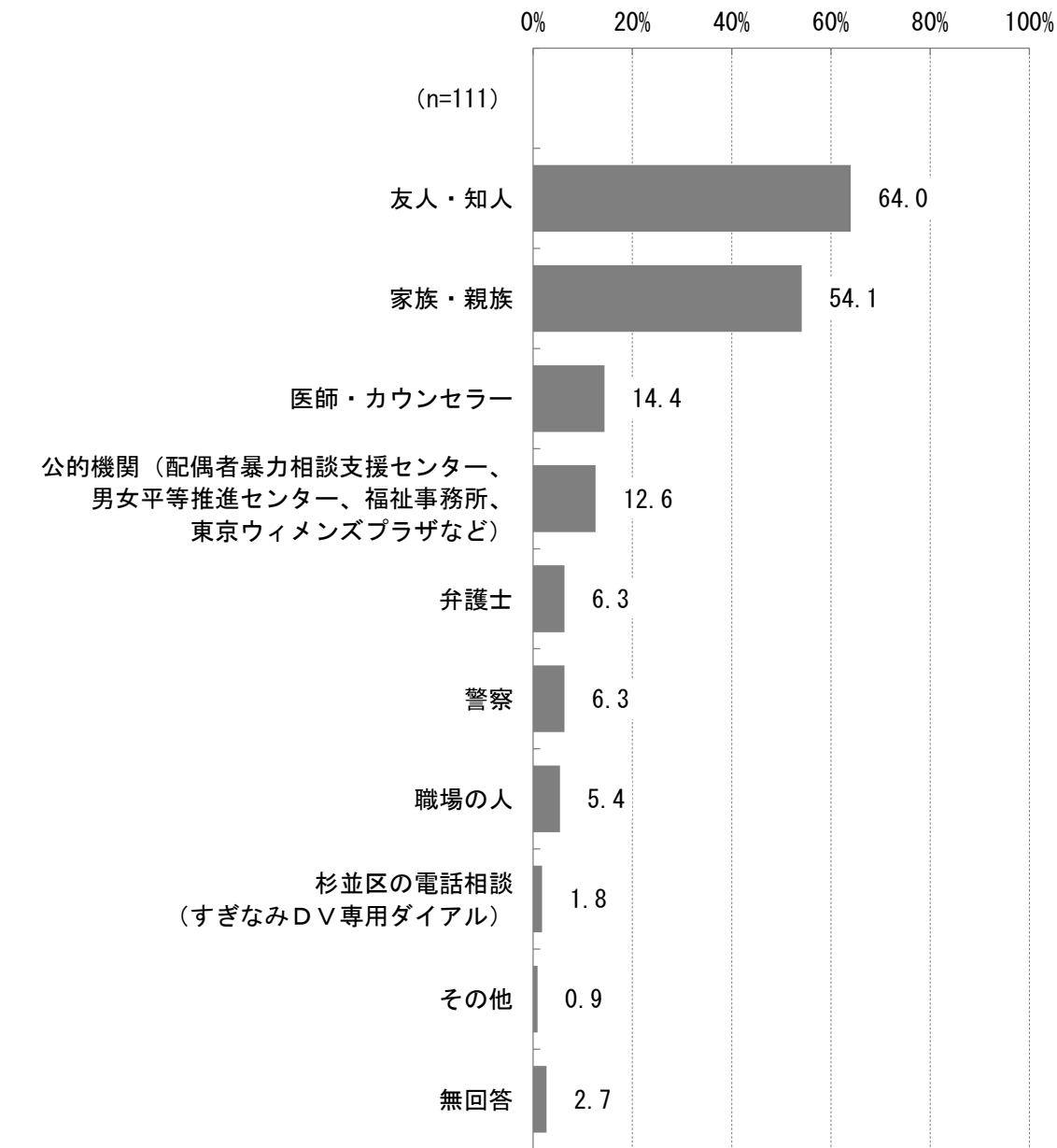
DVに関する相談と支援に関連する区の調査結果 ― 令和6年度杉並区男女共同参画に関する意識と生活実態調査より

問14(2)これらの行為はすべてDVに該当するとされていますが、あなたはどのように思いますか。（それぞれ○は1つ）

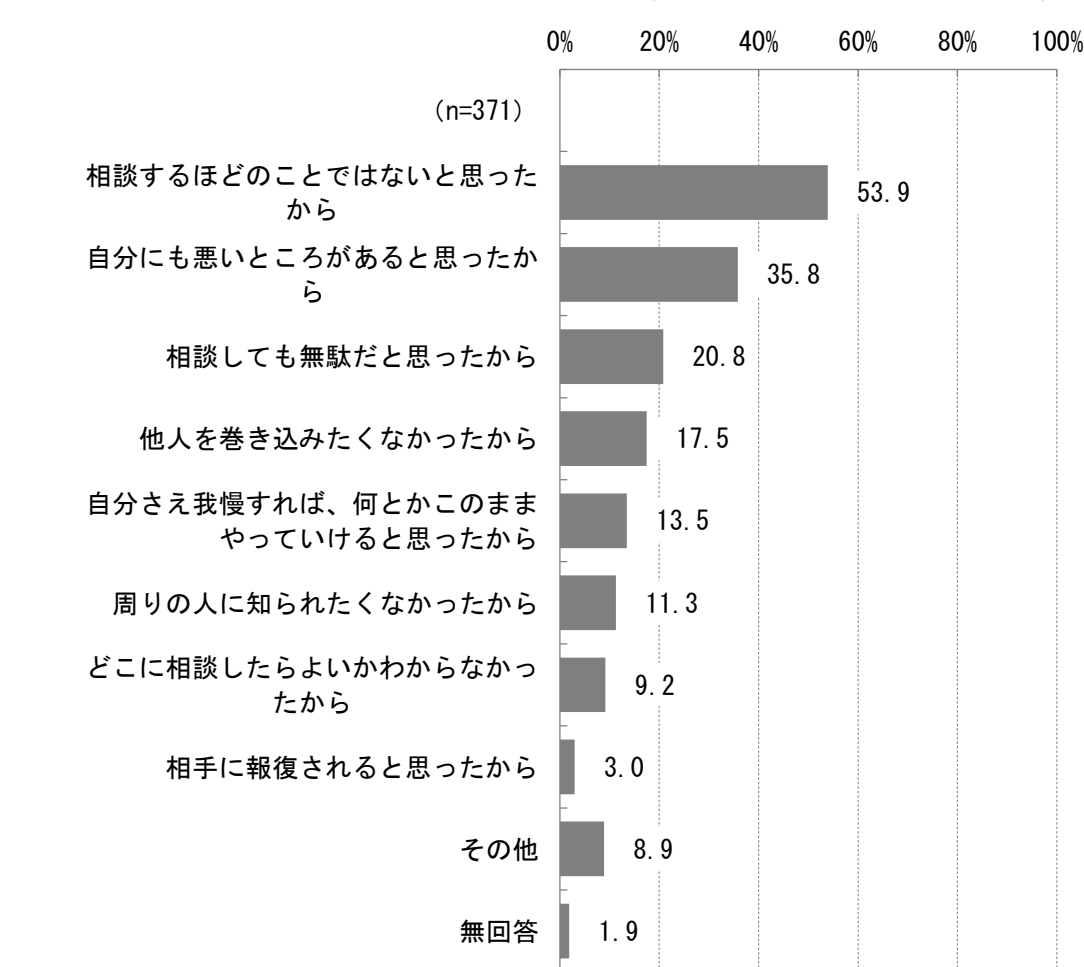


DVに関する相談と支援に関連する区の調査結果 ― 令和6年度杉並区男女共同参画に関する意識と生活実態調査より

問14-2 誰に相談しましたか。（あてはまるものすべてに○）



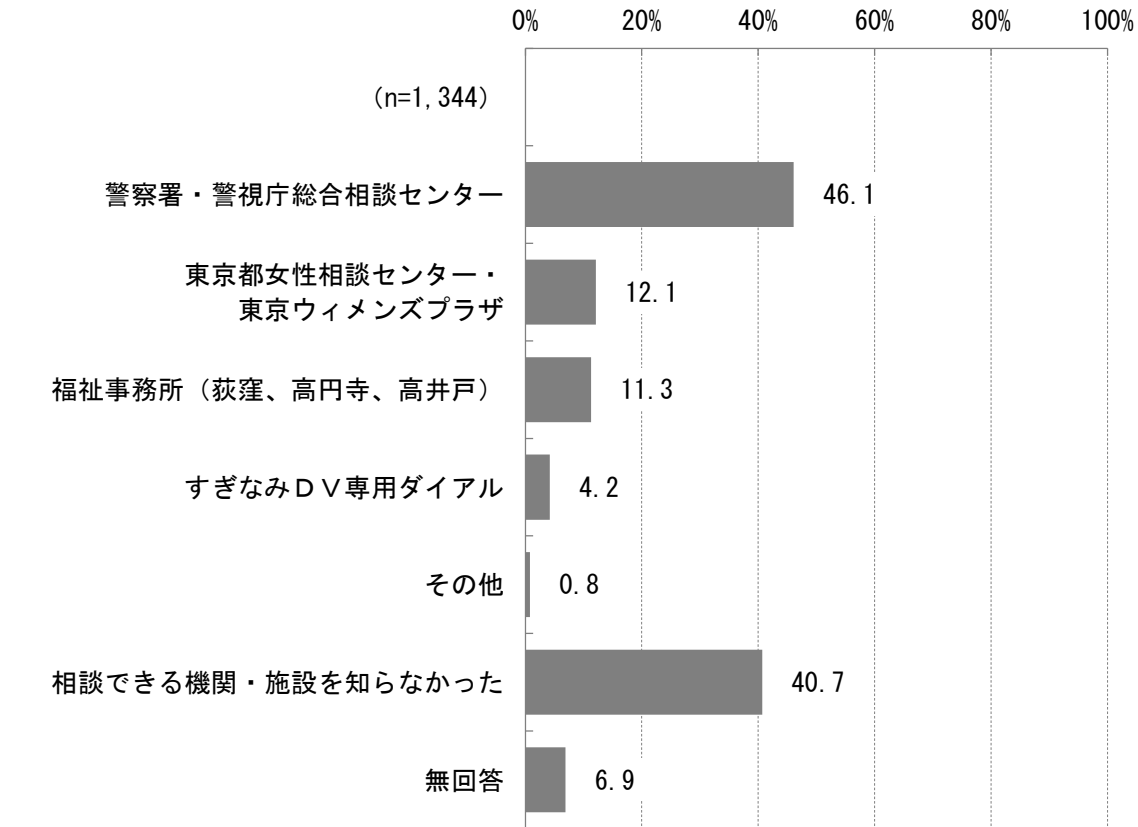
問14-3 相談しなかった理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）



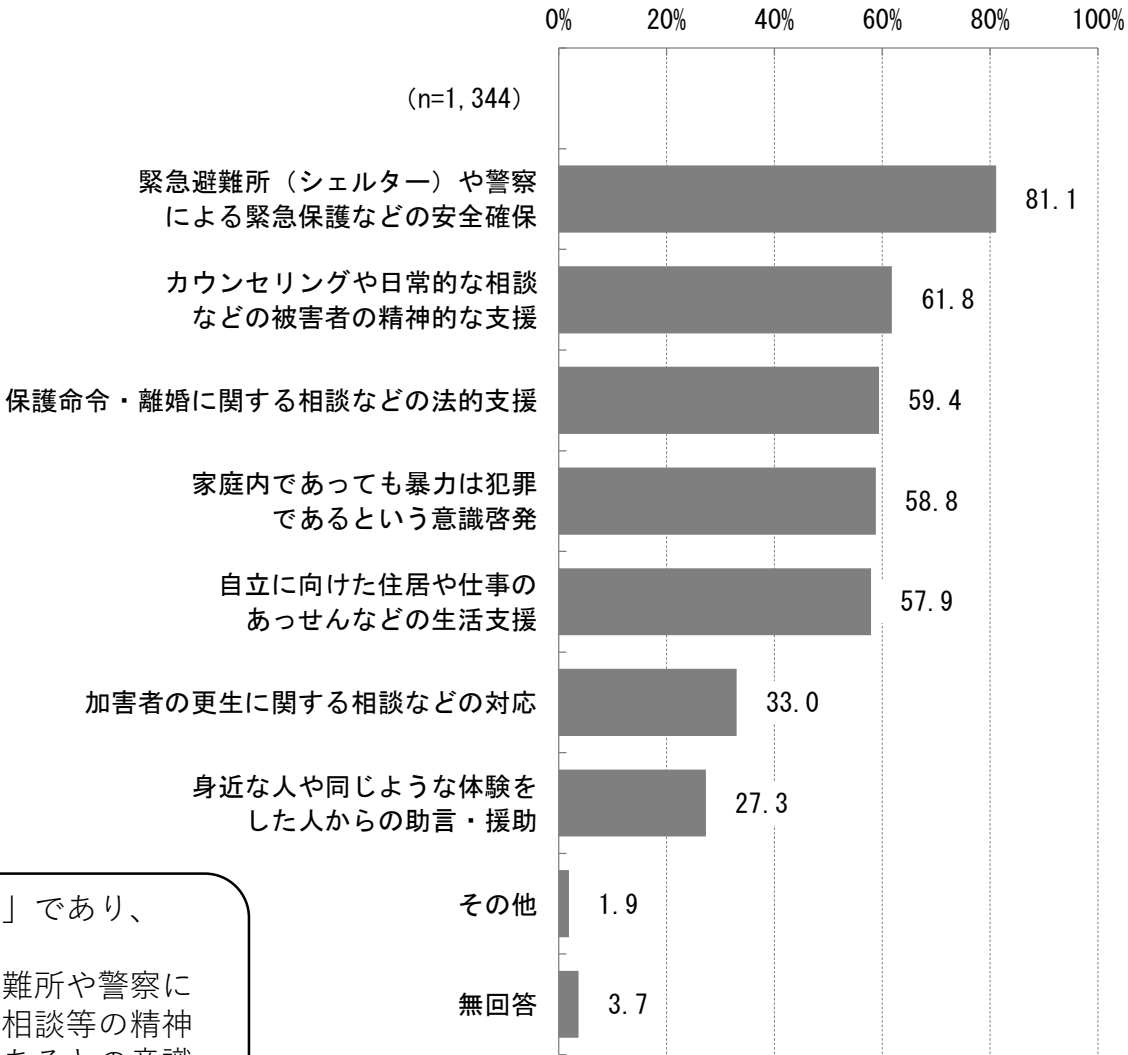
DVを受けた人が、その被害を誰かに相談した、と回答した率は低く、全体では21.3%にとどまっている。
なお、「相談した」と回答した人へ、その相談先を問う設問では、「友人・知人」「家族・親族」との回答が多く、公的機関への相談は少ない。
「相談しなかった」と回答した人にその理由を問う設問に対しては、「相談するほどのことではないと思ったから」と回答する割合が高い。

DVに関する相談と支援に関連する区の調査結果 ― 令和6年度杉並区男女共同参画に関する意識と生活実態調査より

問15 以下は、DV（ドメスティック・バイオレンス）等、男女間の暴力問題の相談先です。の中で、DV（ドメスティック・バイオレンス）の相談ができると知っていた相談先はありますか。（あてはまるものすべてに○）



問16 あなたは、DV被害者支援に関する施策としてどのようなものが必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）



DV問題の相談先として、認知度が高いのは「警察署・警視庁総合センター」であり、「すぎなみDV専用ダイヤル」の認知度は4.2%と低い。
また、DV被害者支援のために区民が必要と考える施策としては、「緊急避難所や警察による緊急保護などの安全確保」が最も高い割合であるが、カウンセリング・相談等の精神的支援、保護命令や離婚に関する法的支援、家庭内であっても暴力は犯罪であるとの意識啓発、住居や仕事のあっせん等生活支援についても、高い回答率である。